



議案第九号

三朝町地域民芸品等保存伝習施設新築工事請負契約の  
締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年二月二十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年貳月廿五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 工 事 名 三朝町地域民芸品等保存伝習施設新築工事

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字三朝二〇一番地の五

三 契約の相手方 広島市中区中町八番十二号

株式会社 竹中工務店広島支店 取締役支店長 富塚光雄

四 契 約 金 額 一三五、〇〇〇、〇〇〇円

五 工事完成期限 昭和五十八年九月三十日

六 契約締結の方法 指名競争入札